

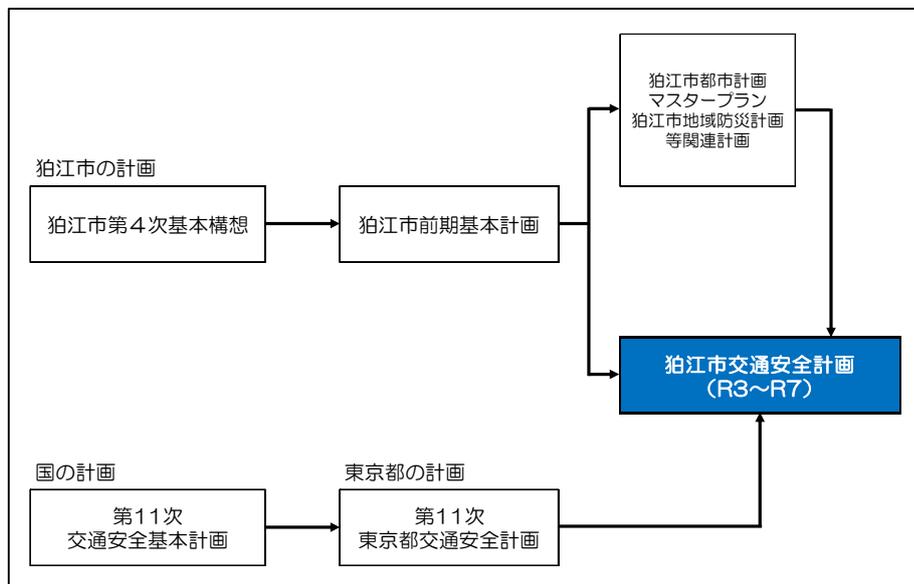
## 第3章 計画の目標等

### 1 計画の位置づけ及び計画期間

本計画の位置づけは、令和3年3月に改正された国の「第11次交通安全基本計画」及び東京都の「第11次東京都交通安全計画」に沿いながら、狛江市第4次基本構想（令和2年3月）及び狛江市前期基本計画（令和2年3月）に基づき、狛江市都市計画マスタープラン（平成24年3月）及び狛江市地域防災計画（平成30年3月）等の関連計画との整合を図り、狛江市の地域的課題を考慮しつつ、今後の交通安全に関する諸施策を示しています。

計画期間は令和3年度から7年度までの5ヵ年とし、特に災害にかかる内容については、「狛江市地域防災計画」（令和3年修正）に沿った事項としています。ただし、法律の改正や上位計画に大きな改正があった場合は、必要に応じて見直します。

#### ■本計画と各種計画等との位置づけ



## 2 計画の基本理念

交通事故のない環境で安心して暮らせる社会を実現することは、市民すべての願いです。そのためには、高齢者や障がい者、子ども等の交通弱者の交通安全に配慮し、市民・行政機関・事業者等が相互に協力して、人にやさしい「人優先」の交通社会を築いていく必要があります。

本計画の策定にあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本に、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失にも配慮し、究極的には交通事故のない社会の実現を目指して、交通安全対策を講じていくにあたり、交通安全計画の理念を以下のとおりとします。

『みんなで作る

安心して暮らせる安全なまち

こまえ』

### 3 計画を推進するために担うべき役割

本計画を推進していくため、市民・行政機関・事業者等の担うべき役割に応じた取組を進めていきます。

#### (1) 市民

悲惨な交通事故をなくしていくためには、何よりも市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を続けることが肝要です。

市民一人ひとりが交通安全計画の担い手となり、行政機関と一緒に交通安全について考え、行動するとともに、自助、共助の取組を進めていきます。

#### (2) 行政機関

本計画の実施にあたっては狛江市を始め、国、東京都、警察署等、関係する行政機関において、総合的かつ一体的な交通安全対策に努めていく必要があります。本計画の基本理念・目標及び本計画に定める施策を踏まえ、それぞれの行政機関がその役割に応じて、交通安全対策を講じていきます。

また、道路管理者や交通管理者、関係団体等で組織する狛江市交通安全対策会議を中心に、効果的な交通安全対策を検討していきます。

#### (3) 事業者等

市民を交通事故から守る上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、自動車を運行する事業者は、安全運転管理者等を通じた交通安全教育を推進する等、交通事故防止に努めていく必要があります。

また、地域における関係団体等においては、地域住民や行政機関と連携した効果的な交通安全活動の推進を図っていきます。

## 4 計画の目標

計画の基本理念である「みんなでつくる 安心して暮らせる安全なまち こま え」の実現には、交通事故のない社会の実現を達成する必要があります。このため、本計画においては、本計画に掲げる施策を総合的、効果的に実施し、交通事故死者数ゼロ継続と交通事故件数の更なる減少を図ることを目標とします。

## 5 計画達成に向けた施策

計画の目標を達成するためには、市内の交通事故の傾向に注視しつつ、社会情勢等を見定めた上で、効果的な交通安全施策を実施していく必要があります。本計画の重点施策としては、次のような視点で交通安全対策の推進を図ります。



※なお、重点施策1・2・3については、狛江市の地域特性が大きく関わるものとしています。

更に計画達成に向けた分野別の施策としては、以下のとおりとします。

